

令和8年 No.49

○国立大学法人東京学芸大学参与規程の制定

○国立大学法人東京学芸大学戦略評価本部要項等の制定

制定理由

令和8年度から本法人の運営に資するため参与を設置すること並びに国立大学法人東京学芸大学全学戦略・広報本部の廃止し、新たに国立大学法人東京学芸大学戦略評価本部及び国立大学法人東京学芸大学広報基金本部を設置することに伴い、所要の制定を行うものである。

承認経過

令和8年4月8日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学参与規程を次のように制定する。

令和8年4月9日

国立大学法人東京学芸大学長
佐々木 幸 寿

令和8年規程第15号

国立大学法人東京学芸大学参与規程

国立大学法人東京学芸大学参与規程を別紙のとおり制定する。

国立大学法人東京学芸大学戦略評価本部要項等を次のように制定する。

令和8年4月9日

国立大学法人東京学芸大学長
佐々木 幸 寿

国立大学法人東京学芸大学戦略評価本部要項等

次に掲げる要項を別紙のとおり制定する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学戦略評価本部要項
- (2) 国立大学法人東京学芸大学広報基金本部要項

（趣旨）

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学参与（以下「参与」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 国立大学法人東京学芸大学（以下「本法人」という。）に、本法人の運営に資するため、参与を置くことができる。

（参与の委嘱）

第 3 条 参与は、学長が適当と認めたる者若干名とする。

2 参与は、学長が委嘱する。

（参与の職務）

第 4 条 参与は、学長の求めに応じ、本法人の運営に関する特定の事項に関し、助言及び支援を行う。

（参与の任期）

第 5 条 参与の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、当該委嘱を行った学長の任期の末日を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中で選出される参与の任期は当該年度の末日までとする。

（庶務）

第 6 条 参与に関する庶務は、総務部総務課が処理する。

（規程の改廃）

第 7 条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

（雑則）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、参与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 9 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

〔 令和 8 年 4 月 9 日 〕
制 定

（設置）

第 1 条 国立大学法人東京学芸大学役員会（以下「役員会」という。）の下に、戦略評価本部（以下「本部」という。）を置く。

（目的）

第 2 条 本部は、東京学芸大学のエビデンスに基づいた大学運営・評価を戦略的に推進するため、必要な業務を行うことを目的とする。

（業務）

第 3 条 本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 中期目標及び中期計画の対応に関すること。
- (2) 自己点検評価の企画・立案及び実施に関すること。
- (3) 認証評価への対応に関すること。
- (4) 法人評価への対応に関すること。
- (5) 自己点検評価、認証評価及び法人評価の評価結果に基づく諸施策の企画・立案に関すること。
- (6) 各種のデータの収集・分析に関すること。
- (7) その他大学の戦略及び評価に関すること。

（組織）

第 4 条 本部は、次に掲げる本部員で組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長 若干名
- (2) 学長が委嘱する学長補佐 若干名
- (3) 法人戦略室長
- (4) その他必要に応じて学長が委嘱する教職員

2 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は前項第 1 号の本部員の中から学長が指名し、副本部長は前項第 1 号の本部員の中から本部長が指名する。

3 本部長は、本部の業務を総括する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

（任期）

第 5 条 前条第 1 項第 2 号及び第 4 号の本部員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（実施プロジェクトチーム）

第 6 条 本部に、本学の自己点検評価の実施並びに認証評価及び法人評価等への

対応に関し必要な業務を行うため、実施プロジェクトチームを置くことができる。

2 実施プロジェクトチームに関し必要な事項は、学長が定める。

(本部員以外の者の出席)

第7条 本部は、必要に応じて本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、関係部課等の協力を得て法人戦略室が処理する。

(要項の改廃)

第9条 この要項の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、本部の運営等について必要な事項は、本部が別に定める。

附 則

1 この要項は、令和8年4月9日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

2 国立大学法人東京学芸大学全学戦略・広報本部要項（令和6年3月28日制定）及び国立大学法人東京学芸大学全学戦略・広報本部評価部会要項（令和6年4月25日制定）は廃止する。

国立大学法人東京学芸大学広報基金本部要項

〔 令和 8 年 4 月 9 日 〕
制 定

（設置）

第 1 条 国立大学法人東京学芸大学役員会（以下「役員会」という。）の下に、
広報基金本部（以下「本部」という。）を置く。

（目的）

第 2 条 本部は、東京学芸大学のブランディング活動を含む広報活動の推進及び
東京学芸大学基金の運営のため、必要な業務を行うことを目的とする。

（業務）

第 3 条 本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 広報に関する分析・調査に関する事項
- (2) 学内外の広報（国立大学法人東京学芸大学アドミッションオフィスが所
掌する入試広報活動を除く。）に関する情報収集・発信に関する事項
- (3) その他広報活動に関する事項
- (4) 現物資産活用の基金への受入れ及びその運用に関する事項
- (5) 現物資産活用の基金に受け入れた寄附資産の運用によって生じた利子そ
他の収入金（当該収入金をもって取得した資産を含む。）の管理及び運用
に関する事項
- (6) 委員の選任に関する事項
- (7) 事業計画及び資金に関する事項
- (8) 規程の改正に関する事項
- (9) その他基金に関し必要な事項

2 前項の他、大学運営において本部長が重大と判断した案件は、役員会におい
て審議するものとする。

（組織）

第 4 条 本部は、次に掲げる本部員で組織する。

- (1) 理事
- (2) 広報・基金を所掌する副学長
- (3) その他必要に応じて学長が委嘱する教職員

2 本部に本部長を置き、本部長は前項の本部員のうちから学長が指名する。

3 本部長は、本部の業務を総括する。

（任期）

第 5 条 前条第 1 項第 3 号の本部員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし
、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会）

第 6 条 本部に、部会を置く。

2 部会に部会長を置き、第 4 条第 1 項の本部員のうちから本部長が指名す

る。

3 部会長は、部会の業務を総括する。

4 前3項に定めるもののほか、部会の設置その他部会に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(本部員以外の者の出席)

第7条 本部は、必要に応じて本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、関係部課等の協力を得て、総務課が処理する。

(要項の改廃)

第9条 この要項の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、本部の運営等について必要な事項は、本部が別に定める。

附 則

1 この要項は、令和8年4月9日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

2 国立大学法人東京学芸大学全学戦略・広報本部要項（令和6年3月28日制定）及び国立大学法人東京学芸大学全学戦略・広報本部広報部会要項（令和6年4月25日）は廃止する。